平成２３年（フ）第１０１８号
埼玉県鳩ヶ谷市本町３丁目14―10―104
破産者　佐久間哲也
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３２号
東京都武蔵野市桜堤２丁目１―27―905
破産者　早田　紀夫
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５６号
東京都大田区大森西３丁目11―５
破産者　石丸美津江
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５９号
東京都江戸川区春江町３丁目12―11関方
破産者　藤代　成美
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９１号
千葉県香取郡多古町北中1170―２―６―102
破産者　椎名美智代
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１８号
東京都大田区蒲田３丁目19―４―708
破産者　渋谷　省五
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７０号
東京都町田市南つくし野１丁目16―２　エミナンス南つくし野Ｂ―２
破産者　貝原　　誠
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９５号
千葉県松戸市新松戸５丁目181―１　ジュネパレス新松戸第34―102
破産者　清水　昌明
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５１号
千葉県松戸市小金原１丁目34―11　第１スターテラス105号
破産者　安田　　孝（旧姓寺田）
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７１号
東京都荒川区南千住７丁目31―３―118
破産者　荒川　照美
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２１号
神奈川県座間市入谷３―2861―６―Ｂ202、住民票上の住所東京都港区芝２丁目17―10―102
破産者　矢河美登喜（旧姓木幡）
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３１号
神奈川県横浜市戸塚区矢部町1173　第２いいじまハイツ303
破産者　野中萠奈・ノナカモナサントスこと　サントス　モナ　ナリオ
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３９号
東京都町田市小山田桜台１丁目10―１―50―105
破産者　真島　　誠
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４０号
東京都杉並区西荻南４丁目13―13
破産者　真島チサト（旧姓若林）
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０８号
東京都足立区東保木間１丁目５―15―401
破産者　中村美也子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５３号
神奈川県川崎市中原区市ノ坪499―１―109
破産者　佐藤　志保
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７号
兵庫県神戸市北区ひよどり台３丁目10―10―302
破産者　栗林　英夫
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８号
愛知県名古屋市南区要町５丁目45―302、開始決定時の住所東京都世田谷区太子堂４丁目29―７　ル・シェル１―207
破産者　栗林　正人
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６６号
東京都練馬区石神井台３丁目26―６―301
破産者　高原　康次
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７０号
東京都江戸川区篠崎町４丁目24―４―１―101
破産者　金澤　正司
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７２号
東京都葛飾区高砂５丁目４―１―205
破産者　深野圭四郎
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５号
東京都江戸川区北小岩４丁目41―８―103
破産者　小宮山一夫
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部